9　盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人とが同一の場合には、その放棄を要しない。

10　差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び普通小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業体が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び3.1に規定する額を適用する。

10.1　責任を有する指定された事業体に対する求償

10.2　差出人の権利の受取人のための放棄

11　二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の徒過及び指定された事業体に対する賠償金の支払（この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。）に関するいかなる留保も、付することができない。

第二十四条　加盟国及び指定された事業体の免責

1　指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であって、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従って配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。

1.1　内容品の盗取又は損傷が配達の前に又は配達の際に確認された場合

1.2　指定された事業体の規則により認められる場合において、内容品が盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人（差出元への返送の場合にあっては差出人）が留保を付したとき。

1.3　指定された事業体の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。

1.4　受取人（差出元への返送の場合にあっては差出人）が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の後に生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従って解釈する。

2　加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

2.1　第十五条5.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合

2.2　加盟国及び指定された事業体の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3　損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

2.4　郵便物が第十八条の禁制に抵触する場合

2.5　郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。

2.6　保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合

2.7　差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合

2.8　捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合

2.9　差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合

3　加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容（形式のいかんを問わない。）について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

第二十五条　差出人の責任

1　郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えた全ての損害について責任を負う。

2　差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の限度まで責任を負う。

3　差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。

4　差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定された事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があったときに限り、責任を負わない。

第二十六条　賠償金の支払

1　賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業体又は場合により名宛側の指定された事業体が負う。この場合において、責任を負う指定された事業体に対する求償権は、害されない。

2　差出人は、賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は差出人が放棄した場合には受取人は、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第二十七条　差出人又は受取人からの賠償金の回収

1　亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このような郵便物の内容品の一部を含む。）が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあっては受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあっては差出人に対して同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2　差出人及び受取人が、郵便物を受け取ることを放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかった場合には、当該郵便物は、損害を負担した一の指定された事業体又は適当な場合には二以上の指定された事業体の所有に帰する。

3　保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

第三章　通常郵便に関する特別規定

第二十八条　外国における通常郵便物の差出し

1　いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2　1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3　名宛側の指定された事業体は、差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出人及び差出側の指定された事業体のいずれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。